

(平成25年5月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和49年7月31日であると認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和49年2月から同年6月までの標準報酬月額については17万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月31日から51年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月28日から51年3月1日まで

私は、A社に昭和46年1月に入社し、49年2月28日以降も継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

しかし、申立期間もA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が休業を理由として、厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和49年2月28日に申立人を含む83人が厚生年金保険被保険者資格を喪失しているところ、そのうち34人の資格喪失日は、当初、同年3月21日から同年7月1日までの間の日付で記録されていたものが、同年7月31日付けで同年2月28日に遡及して処理されていることが確認できる。

さらに、昭和 49 年 2 月 28 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した者で雇用保険被保険者記録を確認できる 26 人のうち 23 人の離職日は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日より後の日付となっている。

加えて、B健康保険組合の回答により、A社は昭和 42 年 7 月 1 日から 55 年 3 月 30 日まで同健康保険組合に加入していたことなどから判断すると、同社は 49 年 2 月 28 日以降も事業活動を継続していることが認められる。

これらを総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする社会保険事務所（当時）の事務処理は、実態に即したものと認め難い。したがって、申立人について、昭和 49 年 2 月 28 日に被保険者資格を喪失させる合理的理由は見当たらず、当該資格喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、前述の 34 人の被保険者資格の喪失日を遡及して処理された日と同日の同年 7 月 31 日であると認められる。

なお、申立期間のうち、昭和 49 年 2 月から同年 6 月までの標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における申立人の同年 1 月の記録から、17 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月 31 日から 51 年 3 月 1 日までの期間については、前述の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、当該期間において、勤務形態及び業務内容を変更することなく継続してA社に勤務していたことが推認できる。

また、当該期間においてA社の給与事務を担当したとする者は、当時、従業員全員の給与から厚生年金保険料を控除していた旨の供述をしている上、申立人と同職種であったとする同僚の一人は、昭和 51 年 3 月分の給与支払明細書を所持しており、同明細書の記載内容から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、前述のとおり、A社は昭和 49 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、複数の同僚の雇用保険被保険者記録から同社において 5 人以上の者が継続して勤務していたことがうかがえる上、同社に係る商業登記簿謄本及び前述の健康保険組合の回答から判断すると、同社は当該期間において厚生年金保険適用事業所としての要件を満たしていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における申立人の昭和 49 年 1 月の記録から、17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間においてA社は厚生年金保険適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、同社は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47年2月から同年12月までは3万3,000円、48年1月及び同年2月は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年2月29日から48年3月1日まで

私は、昭和46年4月1日から48年2月28日までの期間において、A社に継続して勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、47年2月29日と記録されている。申立期間についても厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に勤務していたとする複数の同僚が所持する給料支払明細書において、給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、事業所別被保険者名簿において、A社は、昭和41年11月16日付けで当時の厚生年金保険法第6条第2項の規定により厚生年金保険の任意適用事業所となったが、47年2月29日付けで、事業所の移転に伴う管轄社会保険事務所（当時）の変更を理由に厚生年金保険の任意適用事業所でなくなり、49年3月8日付けで再度厚生年金保険の任意適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は適用事業所となっていない。

しかしながら、申立期間当時、事業所の移転により管轄する社会保険事務所が変更される場合には、事業所は一旦厚生年金保険の適用事業所でなくな

るための手続を行い、移転先の所在地を管轄する社会保険事務所において事業所の新規適用の届出を行う必要があったところ、A社は、この届出を遅延していたものと考えられる。

また、申立期間当時の厚生年金保険法第8条第1項及び第2項において、厚生年金保険の任意適用事業所を適用事業所でなくするためには、事業主は、被保険者の4分の3以上の同意を得て、都道府県知事に申請し、当該都道府県知事の認可を受けなければならないと規定しているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同様に昭和47年2月29日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の同僚は、「在職中に、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったことや、厚生年金保険被保険者の資格を喪失する旨の説明は受けておらず、会社が適用事業所でなくなった日以降も、継続して勤務し、業務内容、勤務形態等の変更は無かった。厚生年金保険料は継続して給与から控除されていたと思う。」と供述していることなどから判断すると、当該事業所は、事業所の移転日と同日に厚生年金保険の任意適用事業所でなくなった後、49年3月8日付けで再度厚生年金保険の任意適用事業所となるまでの期間において、厚生年金保険の任意適用事業所でなくすることについて、被保険者の4分の3以上の同意が無かったものと推認できる上、前述の給料支払明細書から、厚生年金保険料が控除されていたことからみても、A社には、事業所移転当時において、同事業所を厚生年金保険の適用事業所でなくする意思は無かったものと認められる。

以上のことから、申立期間については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないものの、被保険者の利益保護の観点から規定された厚生年金保険法第8条第1項及び第2項の趣旨に加え、当該事業所は、申立期間においても事業活動を継続していたことが確認できることなどから判断すると、申立人の給与から控除されていたと推認できる厚生年金保険料については、任意適用事業所であった期間における場合と同様の取扱いとすべきものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったものと認められ、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿の昭和47年1月の記録及び同僚の標準報酬月額の記録から、同年2月から同年12月までは3万3,000円、48年1月及び同年2月は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でなかったため、申立てどおりの届出は行っておらず厚生年金保険料の納付は行っていないと供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで

私が勤務していたA社B事業所は、平成10年4月1日に経営母体がC社へ替わったものの、申立期間については、勤務形態等は従前と変わらずに勤務し、厚生年金保険料も給与から控除された。

しかしながら、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、C社が保管している申立人に係る人事記録、A社の回答及び申立期間当時のA社B事業所の責任者の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社B事業所に勤務していたことが認められる。

また、A社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したと回答しており、申立事業所において給与事務を担当していた前述の元責任者も、「平成10年4月1日にB事業所の経営母体が替わっただけであり、申立人は継続して勤務しており、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

さらに、年金事務所の記録によると、A社B事業所は、平成10年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、A社は、同日付けでB事業所の経営廃止を承認する旨のD県知事名の通知を保管しており、「厚生年金保険適用事業所の全喪日及び申立人の資格喪失日については、平成10年4月1日として届け出なければならなかったところを、事務の誤りにより、同年3月31日と届け出た。」と回答していることから、A社B事業所は、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の対象であったと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所のオンライン記録における平成10年2月の記録から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B事業所は、申立期間において適用事業所でありながら、事業主が社会保険事務所（当時）に誤った全喪日を届け出たことを認めていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 九州（福岡）厚生年金 事案 4675

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月31日から同年2月1日まで  
年金事務所からの連絡により、A社に勤務した期間のうち、厚生年金保険の被保険者記録に1日の空白期間が有ることが分かった。継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社本社が提出した人事記録（個人原簿）及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年2月1日に株式会社A社B事業所からA社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和46年12月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社本社が提出した「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和47年1月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月30日から同年10月1日まで

申立期間は、A事業所に勤務していたが、年金事務所に確認したところ、昭和48年9月30日が同事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日とされていることが分かった。

A事業所に昭和48年9月30日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA事業所の事業を承継するB事業所の事業主及び事務担当者の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、B事業所は、申立人の給与は月給で支給していた旨回答しており、同事業所の事務担当者は、「月給の支給対象者が退職する場合、本人から退職日の希望が無い場合は、原則として月末までの在籍としている。」と供述しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和41年8月1日から58年4月1日までに厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる69人のうち、資格喪失日が月末付けとされている者は申立人のほかに確認できない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和48年8月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 48 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 九州（長崎）厚生年金 事案 4677

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月26日から同年11月4日まで

私は昭和45年10月26日付けで、A社からB社に転勤し、継続して勤務していたが、年金事務所からの手紙により、申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C健康保険組合の被保険者記録、A社及びB社の親会社であるD社の回答並びに申立人と同時にA社からB社へ異動したとする同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和45年11月4日に、A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会の記録及びA社に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年9月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 12 月 17 日まで

私は、A事業所B課（現在は、C事業所）に臨時職員として任用され、同課のD係に昭和 55 年 10 月から 56 年 11 月までの期間のうちの8か月間、その後引き続き同課の別の係において 57 年 3 月までの間勤務したにもかかわらず、同課に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は 56 年 12 月 17 日と記録されており、申立期間に係る被保険者記録が確認できない。

A事業所では、臨時職員の勤務期間は8か月間と定められており、私が勤務したほかの課においては厚生年金保険の被保険者記録がそれぞれ8か月間確認できるので、A事業所B課D係に勤務した期間の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する写真、同僚の供述、資料（E）などから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時にA事業所B課の執務室において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C事業所が保管する申立人に係る資料（F）によると、申立人が申立期間のうち昭和 56 年 9 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間においてB課の臨時職員として任用されていたことが確認でき、保険加入の可否に係る「健保」の欄には記載が無く、当該期間は申立人に係る雇用保険の被保険者記録と一致しており、その期間は2か月と短期間であることから、厚生年金保険法の被保険者適用除外に該当していると認められる。

また、申立期間のうち昭和 56 年 11 月 1 日から同年 12 月 17 日までの期間については、申立人のG事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できるこ

とから、申立人が当該期間にA事業所B課の臨時職員として勤務したことを推認できない。

さらに、C事業所は、「申立人の申立内容を確認できる資料は、資料(F)のほかは保管しておらず、申立内容についての詳細は不明である。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。